

令和5年白老町議会議会運営委員会会議録

令和5年1月25日（水曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時05分

○会議に付した事件

1. 陳情審査

陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書

○出席委員（6名）

委員長 小西 秀延 君

副委員長 長谷川 かおり 君

委員 前田 博之 君

委員 森 哲也 君

委員 吉谷 一孝 君

委員 及川 保 君

副議長 氏家 裕治 君

議長 松田 謙吾 君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 本間 力 君

主 査 八木橋 直紀 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 前回に引き続き、陳情審査を行います。陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書を議題に供します。

これより本陳情に対する討議を行います。前回の協議で各会派に持ち帰り検討することとしておりますので、本日はその結果などを踏まえて発言を求めます。

なお、討議については、委員会条例第13条の規定により、自由討議で行います。陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情について、どなたからでも結構です。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 会派いぶきといたしましては、今回の陳情に関し、陳情者の願意については十分理解するものという結論に至りました。よって、本陳情を採択すべきものと考えております。

○委員長（小西秀延君） 長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 私ども公明党の会派は、もちろん陳情を採択すべきという結論となっております。なぜなら、陳情に名を連ねている方々は、社台から虎杖浜までの各町内会を代表する方々でありまして、地域住民の意向をしっかりと酌み取って陳情を提出されております。町議会議員というのは、町民の意見を行政に届ける役割を持っております。その点から陳情の内容をしっかりと検討した結果、民意を重く受け止めるということで、本陳情を採択すべきという結論になりました。

○委員長（小西秀延君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 日本共産党の森です。我々の会派は、今回の陳情の趣旨を議論いたしまして、10月に町議会議員選挙が行われた場合、3月に町長選挙、4月に知事・道議会議員選挙、10月に町議会議員選挙と最低でも3回、選挙が行われることとなります。3回行われることに対して町民の負担は大きいという考えでございます。また、陳情の趣旨にございます選挙事務費を節減すべきという部分も、前回の資料1でいただきました資料効果の表を見てもそのとおりだと思っております。この陳情に対して同意をするものであります。したがって、日本共産党としては、採択すべきものという考えです。

それで、この陳情につきましては3月5日までの結論が決まっているものですので、早急に採決すべきだと考えております。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 会派みらいの及川です。私どもの会派としては、今回の町民の方4名の連名で出されました白老町議会の自主解散を求める陳情書について、願意は理解できるものと考えます。しかしながら、14名の議員はそれぞれの町民の負託を受けて議員活動を行って

るのであって、例え選挙費用等のメリットがあったとしても、たまたま町長が辞職するから同時選挙とすることはあまりにも乱暴で拙速であるということに尽きます。本来議会の解散請求は有権者の3分の1に及ぶ署名が必要とされており、このことから非常に重い案件だということは論を待ちません。会派の中では十分な議論を尽くすべきという意見がある中で、陳情者からも先般の1月18日開催の議会運営委員会において、「しっかり議論をしてほしい。」との発言がありました。全くそのとおりであり、十分な議論を尽くして町民や議会全体が納得した形で進めるのであれば、今回の陳情の願意については理解できるものであり、会派みらいとしては採択すべきものと判断しました。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 会派きずなどとしては、このたびの陳情の願意については理解をする。町長選挙と町議会議員選挙の同時選挙については、これは議会が自ら進んで解散することになる重大な議案であるので、十分な議論をすべきではないかと考えています。しかし、この議会運営委員会では、先ほど委員長からあったように議論は十分に尽くされていません。これから行われる町長選挙と同時選挙を行うことに向けて、短期間で事が進んでいるのではと危惧しています。

また、結果によっては、議会が不在となり町政に空白を生じさせることを憂慮するものです。地方公共団体の議会に関する特例法にも関わりますので、今回の陳情の願意も踏まえて、さらに町民の意向を聞き、議会ですっかりと十分な議論を尽くしてその方向性を決めるべきものということから、会派としては趣旨採択との判断となりました。

○委員長（小西秀延君） ただいま全ての会派からご意見が出されました。自由討議ですので、ご意見があります方はどうぞ。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 確認だけさせてください。会派みらいさんは、結論的には採択でいいのですか。条件付き採択はないと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 会派みらいの及川です。ただいまの副議長のご質問ですが、陳情者の願意の説明をお聞きしまして、「議会ですっかり議論をしてほしい」という旨の説明がありました。このことを踏まえた中で採択すべきという考えです。ですから、議会の中できちんとした議論を尽くすべきだという考えがありますので、会派3名で非常に意見が分かれてましたが、採択すべきという結論に至りました。「議論を尽くしなさい。」ということが条件にあるのです。

○委員長（小西秀延君） 結論的には採択ということではよろしいのでしょうか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 採択すべきという意見です。

○委員長（小西秀延君） 採択ということになりますと、議論は尽くされたという意味で解釈してよろしいですね。

及川委員。

○委員（及川 保君） それ自体が何も行われておりませんので、今後しっかりとした議論をしていくのなら採択すべきと。

○委員長（小西秀延君） それでしたら、全面的な採択の形ではないという理解に聞こえますが、趣旨採択なのか、採択なのか。そこは会派としてのご意見をはっきりさせていただきたいと思います。

及川委員。

○委員（及川 保君） 皆さんのおっしゃっていることは私も理解するのです。願意そのものについては何も否定するものはないのです。

ただし、議員としてこの陳情書をどのように捉えるかという、議会の中でしっかりと議論を尽くしていくのならば、この願意については理解しますということです。

どちらかという、非常に厳しい、意見の食い違いの中での判断だったので、このような願意については採択すべきという結論に至ったのです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

及川委員。

○委員（及川 保君） ただいまの件につきまして、物理的にも時間的にも非常に厳しい中で議論し、結論を出さなければならないということで、このような形にせざるを得なかったのですが、今の意見出しは厳しいと、納得できないという状況ですから、議論が尽くされなければ趣旨採択にせざるを得ないという思いです。

○委員長（小西秀延君） 会派みらいさんは採択でしたが、趣旨採択に意見が変更されておりますので、そのように理解したいと思います。

これで5会派から意見が出されました。ほかにご質問、ご意見等ございます方はどうぞ。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 及川委員にお尋ねしたいのですが、この陳情に関して議論を尽くすべきという言葉があったのですが、私自身は、陳情に対して議会としてどのように受け止めるかということだと思っております。そのことを各会派で話し合うべきであって、この中身について議論すべきではないと思いますし、先ほどの意見でしたら、願意については理解しているという話であるならば、先ほどの答弁と今回の結論と違ってくるのではないかなと思っておりますが、その辺についてはどのような見解でしょうか。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 今のご質問の中身については十分理解します。ただ、非常に時間のない中陳情が提出された関係でありますから、議論を尽くすとすると厳しい部分があるわけです。ただ、町民から提出されたことは非常に重い陳情だということも十分理解するわけです。この

陳情の件については採択すべきだという思いで今回採択すべきものとさせてもらったのですが、状況が変わりまして趣旨採択にしました。そのような時間的に制約された中での案件だったものですから、厳しい判断をせざるを得なかったということで、簡単に説明するに至らないのです。そのような状況でありました。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 議論すべきところと伺ったのですが、議論すべきところとはどこなのか具体的に教えていただきたいと思います。この陳情に関して議論すべきところとは、願意に対してどのように判断するかであって、私たちがどのように議論するかではないのです。議論するところが足りないというお話ですから、議論すべきところを教えてください。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） この陳情に対しての議論というのは、当然議会内できちんとした議論がなされたのかということを行っているのですが、この陳情に関して吉谷委員のおっしゃるとおりなのです。だからこそ採択もせざるを得ないのだという思いで、当初採択という形に持っていったのです。会派で意見が分かれている状況での決断だったものですから、趣旨採択になりましたが、このような状況での結論だということを理解していただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） この陳情の願意から考えますと、時間がない中で委員会として議論を積み重ね、意見をまとめなければならない。時間がない中で結論を出すのは会派の中でも同じかと思います。自由討論でございますので、ご意見があります方はどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今、委員長から陳情に対して議論をとりました。前回の議会で、小西委員長が議会運営委員会の委員長だけれども、別な議員という立場で自主解散に関する決議案を出しています。この陳情も自主解散に関する陳情なのです。そのような意味で私たちも議論します。及川委員の会派もそうだと思うのです。ほかの委員は陳情の中身ではなくてどうかということだと言うけれど、これから決議案を出すという動きも出ています。決議案のときは議会としてこの特例法に関して議論しなければだめです。この陳情についても重なってくるのです。その辺の議論の分かれというか、それぞれの性格が違うのです。だけれども、議論すると同じ方向へ行ってしまうのです。それをどのように分けて我々が議論するかとしなければ、言葉は悪いけれど思惑で話して議論されてしまうと困るのです。あくまでも議会運営委員会として、決議案も頭に入れながら整備していかなければ、これがもし趣旨採択になったときに、この陳情が今度それぞれの議員が決議案を発議しようとしている部分とどのようにつながるかということを引ききちんと整理して議論していかなければおかしくなるのです。

委員長としてどのように整理していくのか、それをきちんと整理されないと私たちも突っ込んだ話ができないのです。自主解散となれば特例法の解釈も出てきていろいろな関係が出てくるのです。あるいは他の自治体の事例もありますから、その辺を少し教えてください。

○委員長（小西秀延君） まず、私から答弁申し上げたいと思います。本委員会では皆さんにレジュメをお配りしておりますが、現在、陳情の審査をしております。決議案は、この会議終了後に議長に改めて本日付で提出し、本会議に諮っていただく形を取りたいと考えています。

中身は同様の件ですが、前にも説明したとおり、陳情は陳情の採決をしなければならない、町民に対する答えを出さなければならないと私は考えております。そして、決議案は決議案としての答えを出さなければならない。これは、中身は同じであっても答えの出し方はその法律によっても違いますし、委員会の現場でも異なります。そのような形で陳情を優先として、まず町民の陳情に答えを出すべきということでこのように進めさせていただいておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

事務的には、本間事務局長よろしくお願ひいたします。

○事務局長（本間 力君） ご承知のとおり議会運営基準にのっとりて決議案の協議の申し入れがありました。1月16日時点で、委員長のご判断で陳情審査を優先する状況になっております。その中で決議案の提出ということで今後予定される部分につきましては、恐らく会議規則第8条の議案提出の形になろうかと捉えております。

陳情審査を進めている中でいきますと、別枠で決議案が提出されるので、同様な趣旨でありあまり例がないため、特に取扱いとしては混乱する状況ですが、手続き上は問題ないと事務局としては捉えています。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 私たち議長、副議長は、この議会運営委員会の運営上、オブザーバーとして参加させていただいておりますが、各会派の意見をお聞きした中で、確認だけさせていただきたいと思う観点から何点かお聞きしたいのですが。

趣旨採択というのは、捉え方によっては曖昧な部分があります。これは前田委員もご存知のとおりです。地方自治法上のこのような曖昧な言い回しが皆さんを混乱させる部分もあるかと思いますが、今回の陳情第1号については、2つの観点があります。町民が2度にわたって投票に行かれる。高齢化社会も踏まえた部分で、3回を2回にすることによって経費の削減につながる部分が1点。もう一つは同日に行うこと。この趣旨を皆さん理解されての趣旨採択なのかという確認です。議論ではなくて、中身を趣旨として理解した上での趣旨採択ということでよろしいかという確認です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私は、陳情の願意については理解しています。ただ、陳情の願意については先ほど言った議論ですから。ほかの決議案が出ていますけれど、その議論と別になりますから。だから深くはお話しませんが、願意についてはしっかりと十分な議論をしてくれということをお私に押さえているのです。

だけど、今日は自由討議になりますが、どこまでの範囲で、どの部分で議論していくかが分からないので、私はあくまでも陳情は会派でどのように願意を理解して、我々としてどのような意思を表明するかによって、趣旨採択ということなんです。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 先ほど前田委員が言われたとおり、確認したかった点は、趣旨採択

の趣旨の部分です。ですから、願意と言いましたが、別に議論する話ではない。願意はあくまで町民の意見として、町長選挙・町議会議員選挙を同時に行うことがこの陳情者の願意なのです。その確認です。ですからそれを趣旨として受け止めた上での採択であれば趣旨採択になる。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 前段でお話したようにこの願意は妥当なのです。この陳情書は1か月後の3月5日に選挙をやりなさいと、同時にしようという願意ははっきり示されていないのです。時間をかけてしっかりと十分な議論をしてくださいと言っているから。今後に向けて十分にそのようなことをやってもいいのではないかという含みを持っている。もし、この先の3月5日に合わせると、先ほど言ったように何点かの危惧する、憂慮する点があるのではないか。いろいろな面から考えれば、やはり時間をかけて、これは4年後に向けてもできるのです。ですから、時間をかけてやるべきではないかということです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、陳情第1号では、今年行われる町議会議員選挙、町長選挙という意味で、趣旨としては書かれていると理解しているのですが、そうではないという捉え方でしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私は、そのようには理解していないのです。同時選挙にしてくださいと、しっかりと議論してくださいということで、時間をかけて次回に向けてもいいのではないかという言い方。ですから趣旨採択です。私は否定していませんから。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 今の前田委員のお話ですと、今回ではなく、次期でもいいという解釈であれば、趣旨には十分理解を示しているということで、趣旨採択と私は理解するのですが、そこは違うのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） この先の3月5日に同時にということであれば、私は反対です。議会として議論が尽くされていませんから。ですが、これから回りの同時選挙に向けてであれば十分に議論できるのではないですか。そのような方向性を決めてはいかがですか。3月5日まで残りもう40日もないですから、選挙は非常に厳しいのではないですか。

○委員長（小西秀延君） 願意としては今回の選挙だと理解しているけれども、前田委員の会派の中では、今回ではなくてもいいのではないかという意見だと捉えてよろしいですか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今回の部分も、陳情者は示唆している部分があるのかどうか、それをどう捉えるのか。私たちは、そこは明確に捉えていなかったのです。

○委員長（小西秀延君） 長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 前田委員の受け止め方の相違ということもありますが、今年度3月5日に町議会議員選挙も一緒に行うことで1,200万円の経費削減になるということの考えをお聞かせください。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 決議案のときに議論しようかと思ったのですが、選挙費用の削減は4年に1回です。この議会運営委員会で議会改革に取り組んでいる中で、議員報酬、議員定数、そして内規不足について議論しましたが、少し前の議会運営委員会で、結論が出ないからと、次の10月選挙で新しくなった議員で議論すると先送りしました。そうすると、私はこの重要な同時選挙も、ここで言っている議論をするというのであれば、この件も議会改革の中に入れて十分に議論すべきだと思うのです。今長谷川副委員長が1,200万円負担軽減になると言われたこと、これは議論の余地があります。もし、これだけの人口減少、財政事情を考えたら、我々が議会改革しようと言っている定数削減の部分で議論をしたら、どうなるかは別ですが私の考えでは、2人を減らして議会の中身を重視し、質を上げる。そのような観点からいくと、1,200万円の削減は願意になっています。

私にすれば、もっと町民の目線で、町民が考えている身近な、二人減らせば700万円が毎年減っていくのです。そのような自分たちの身を削る部分を先送りして新しい議員に任せて、なぜこれだけが唐突に出てくるのか。私はそのように思う。だからもっと議会として時間をかけて、なり手不足、議員定数、報酬、そしてこの同時選挙を合わせて、町にとっても町民にとっても議会にとっても一番いい方法を議論して、最終的に議会が町民に「このようなことでこのようにする。」そのような理解の上でやるべきだと思っています。

ですからここで言ったように、町民の意向を聞きしっかりと十分な議論を尽くす。これは4年後でも遅くないのです。4年後であれば当然新しい町長の考えも入れなければいけないです。なぜそのような議論にならないのか。経費削減に対してなぜ急いでやらなければいけないのかと私は思います。私たち町議会議員として、町民に超過課税をして年間2億8,000万円くらいの負担をさせているのです。私たちは選挙費用を削減するのは当然です。その前に議会改革をして定数、報酬、なり手不足、そのようなことを合わせてやった方がより良い議会ができるのではないかと考えていますし、私は議論の末そのようにしっかりと時間をかけてやってはどうですかということです。

○委員長（小西秀延君） 長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 前田委員のおっしゃることも理解はできますが、私としてはまず議員定数のこと、議員の報酬の件というのは本当にまだまだ先を見越して議論しなければならないことですし、この近々における町議会の自主解散に関する同時選挙というのは、本当に今の目先のことで、町民の意向もしっかり受け止めるべきだと考えております。

議会が解散する云々、議員に誰が立候補するということは当事者の考えでもありますし、また早々に新人が立候補するために動いているとの話も聞いています。やはり早くこの件は結論を出さなければならぬと私たちの会派では考えておりますので、前田委員の意見を尊重しながらも、すぐ先のことを見据えて結論を出したいという考えです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 分かりました。深く議論していいのかどうか分かりませんが、今新人

議員が出ると言ったけれど、そこも大きな問題なのです。結果的に10月を見越して議員に出ようとする。出るためには公約をつくる。そして選挙の準備をしなければいけない。決議として仮に解散になったとしても、40日を切っているのです。これから立候補しようとしている婦人の方、若い人たちの選挙準備期間もないし、門戸を狭めてしまう。これは私の意見だけれど、これから町議会に立候補したい、挑戦したいという人たちに断念させてしまう時間しかないのです。ですから、ぜひそのようなことも考えなければいけないのかなと私は思っているのです。先ほど言ったように議会でも、何度も言うけれどなり手不足ということを行っているのに、このような短期間で選挙をやりましょうと言っても新しく議員になりたいという人たちには非常に厳しいと思うのです。我々先輩議員としてそこは考えてあげて、30日や20日で解散しますとなったら、新しい人が公約を掲げて選挙準備できますか。今長谷川副委員長が言われたから言いますが、私たちはそれぞれいろいろと議論してきたのです。しかし、今日はこの陳情を採択するかどうかを議論しなさいということですが、今言った議論は決議案が出てきたら元も子もなくなるのです。そうすると、これは延々となってきますよ。決議案は基本的にどうだと。そうですね。それは別としても、そのようなことです。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見お持ちの方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、討議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時59分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に討論に入りますが、これまでの議論を踏まえ、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 採決を取るけれども、私たちの会派の意見は採択可能なのです。同時選挙について陳情の意見を出すときに、意見に町民の意向を聞き議会で十分な議論を進めていくということを付けることができるのです。そのような意見を付すのであれば採決に賛成しますが、委員長として、採決の方法を考えてください。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 前田委員の今のご指摘につきましては、ご承知のとおりこの後採決の結果を踏まえて陳情審査報告書が委員長から議長に提出されまして、速やかに本会議に諮ることになります。

陳情審査報告書の作成において、採決後に委員長からご指示があると思いますが、当然のことながらそのような意見を付する前提でございますので、ご承知おきいただければと思います。

○委員長（小西秀延君） この後説明する予定でしたが、事務局長の説明のとおり報告書を作

成いたします。これは委員長、副委員長に一任していただきますが、この討議で十分議論された内容についてはきちんと精査して付記し、報告書にまとめたいと思っておりますのでご承知おきいただければと思います。

それでは、採決いたします。

陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔「全員挙手」〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、陳情第1号は、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託された陳情の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、先ほど申し上げた付記する内容も含め正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

次に、レジュメ2の次回日程と今後の取扱いについてであります。本日の陳情審査結果を本委員会から報告と、先に協議を申し入れておりました議会解散に関する決議案を本日付で議長に提出しますので、その議案を含め、この場で本会議の日程を調整したいと思います。先ほど休憩中に、議長と私でこの陳情審査の報告も兼ねた本会議の日程を調整しておりました。重要案件ですので、議員全員に出席していただきたいという観点で、2月6日月曜日を本会議の日程として調整し、この場でお諮りしたいと思います。

2月会議を2月6日月曜日とすることにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、本会議の日程を2月6日月曜日といたします。

松田議長、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時05分）